

登録教習機関の業務の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条の規定による技能講習の業務の廃止の届出があったので、同法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和 47 年労働省令第 44 号)第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	キャタピラー教習所株式会社
登録教習機関の住所	神奈川県高座郡寒川町一之宮 7 - 11 - 1
事務所の名称	キャタピラー教習所株式会社青森教習センター
事務所の住所	青森県青森市大字滝沢字下川原 217 - 2
代表者の職氏名	代表取締役 五十嵐 高太郎
廃止する技能講習の業務の範囲	第 175 号 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 第 176 号 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 第 177 号 足場の組立て等作業主任者技能講習 第 178 号 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 第 179 号 小型移動式クレーン運転技能講習 第 180 号 ガス溶接技能講習 第 181 号 フォークリフト運転技能講習 第 182 号 車両系建設機械(整地、運搬、積込み用及び掘削用)運転技能講習 第 183 号 車両系建設機械(解体用)運転技能講習 第 184 号 不整地運搬車運転技能講習 第 185 号 高所作業車運転技能講習 第 186 号 玉掛け技能講習 第 191 号 はい作業主任者技能講習 第 219 号 採石のための掘削作業主任者技能講習
廃止年月日	令和 6 年 12 月 31 日
登録番号	第 175 号、第 176 号、第 177 号、第 178 号、第 179 号、第 180 号、第 181 号、第 182 号、第 183 号、第 184 号、第 185 号、第 186 号、第 191 号、第 219 号

令和 6 年 10 月 7 日

青森労働局長